

檜葉町農業委員会 農業委員候補者募集要領

檜葉町農業委員会では、令和 9 年 7 月 7 日を任期とする農業委員に欠員 1 名が生じたため、農業委員を下記のとおり募集いたします。

- 1 任期 委嘱日から令和 9 年 7 月 7 日（前任者の任期を引き継ぐ）
- 2 募集人数 1 人
- 3 身分 特別職の地方公務員（非常勤）
- 4 報酬 委員 年額 2 1 3, 0 0 0 円
- 5 主な業務
 - （1）担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に関する業務
 - （2）農地利用最適化の推進に関する指針の作成・変更
 - （3）農地利用最適化推進委員と連携し、違反転用の指導や農地パトロールなどの現場活動
 - （4）農地の現地確認や調査、農地の所有者などからの相談活動など農地法及び関連法に基づく、審査、許可等業務

これらに関連する現地調査を含む各種調査等を行い、総会に出席をし、議案の審議等を行います。

6 資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に推進する事項及びその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- （1）檜葉町内に住所を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （4）檜葉町の一般職である者
- （5）檜葉町暴力団排除条例（平成 2 6 年檜葉町条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等の統制の下にある者

7 募集手続

所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により檜葉町農業委員会事務局までご提出ください。

なお、提出していただいた書類につきましては、返却できません。

- (1) 個人推薦の場合（農業者等3人の連名による推薦）・・・第1号様式
- (2) 団体推薦の場合（農業者が組織する団体その他の団体による推薦）
・・・第2号様式
- (3) 一般応募の場合・・・第3号様式

※様式につきましては檜葉町のホームページからダウンロードできます。
また、檜葉町農業委員会事務局でも配布しています。

8 募集期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月31日（金）

※郵送の場合は、令和7年10月31日（金）必着となるよう投函してください。

※持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※募集期間は延長する場合があります。延長する場合は、募集期間の最終日以降に檜葉町ホームページでお知らせします。

提出先（問い合わせ先）

〒979-0696 檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6
檜葉町農業委員会事務局（檜葉町役場東庁舎）
電話0240-23-6104

9 募集情報の公表

募集期間中及び募集期間終了後に、檜葉町のホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受ける者又は応募する者が農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募しているか否か
- (6) 推薦を受けた者又は応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

1 0 選考方法

檜葉町農業委員会委員候補者選考委員会において、提出していただいた書類や関係法令を基に審査を行います。そこで選考した結果を町長に報告し、町長が農業委員に任命する候補者を決定します。

1 1 選考結果の通知

選考結果については、推薦を受けた者、応募した者全員に書面をもって通知します。

※電話やメール等による選考結果に関するお問合せにはお答えできません。

1 2 任命

農業委員候補者になった者は、檜葉町議会で同意を得た後、町長が任命します。

1 3 注意事項

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募ができますが、兼任はできません。
- (2) 推薦・応募等に係る経費については、全て各自の負担となります。
- (3) 場合によっては、面接等を実施します。
- (4) 行政区からの推薦の場合は、行政区長、副区長を含む3名からの個人推薦となります。
- (5) 推薦書・応募用紙内の「※」については記入必須事項となります。